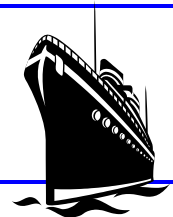


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。 (http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

EUによるIT製品への関税賦課廃止について

本年9月26日～27日に開催されたEU閣僚理事会において、IT製品(フラットパネルディスプレイ：FPD)に賦課していた輸入関税の廃止が決定されました。EUはWTOの情報技術協定(ITA)の締結国であり、同製品の関税を無税化する義務を負っていたところ、従前同様の関税を維持していたため、日本が米国・台湾とともに2008年にWTOに提訴、今回の決定に至りました。今回は、この決定にいたるまでの経緯と今後の課題について概観します。

1. 情報技術協定(ITA)とは

ITAはWTO協定の一つとして、IT製品(コンピュータとその周辺機器、通信機器、半導体、半導体製造装置など)の関税を2000年までに撤廃し、IT技術を円滑に普及させることを目的に、1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議で合意され、1997年に発効されました。当初は先進国を中心に29カ国・地域が参加していましたが、2013年9月時点では78カ国・地域にまで広がっています。

約200品目を対象に、平均6%であった関税を撤廃、IT関連貿易の発展に寄与してきました。しかしながら、2000年代以降のIT技術の革新はめざましく、関税撤廃の対象から外れる品目(例：インターネット関連機器、デジタル家電等)が増加、現在は対象品目を増やす方向で議論が続けられています。

2. 経緯

(1) EUとの間で問題となっていたのは

ITAを締結している国・地域は、対象のIT製品について関税を無税化する義務がありますが、EUは【表】に記載の品目について、「技術進歩による多機能化・高度化」を理由に、ITA対象外の品目であるとして関税を賦課していました(表内の①)。日本はこれを不当とし、2008年に米国・台湾とともにWTOに提訴、WTOパネル(紛争解決のための小委員会)より是正勧告を受けたEUは2011年6月と2012年2月に履行内容を公表しました(②)。

【表】

	①是正前	②EU公表の履行内容	③2013年9月
複合機	6.0%	0.0%(一部除外あり)	
セットトップボックス(*1)	13.9%	0.0%	
モニター	14.0%	0.0%	0.0%
PCモニター		0.0%	0.0%
デジタルサイネージ(*2)			0.0%
ビデオモニター		14.0%	14.0%

(*1)放送信号を受信して、一般のテレビで視聴可能な信号に変換する機器。

(*2)屋外や店舗、公共交通機関といった一般家庭以外の場所で利用される、

FPD(フラットパネルディスプレイ)などの電子表示装置を用いたメディアの総称。

「複合機」および「セットトップボックス」については、関税を撤廃する新規則が発表されたものの、「モニター」については、14%課税とする関税分類規則を履行期限前にすでに撤廃しており、新規則は不要、とEUは主張しました。

しかしながら、EUがすでに無税化していると主張した「モニター」は、PCモニターのみを指しており、WTOパネルが無税として取り扱うよう勧告していたデジタルサイネージについては、関税率表上、ビデオモニターと同じく課税対象であるとEUは主張し、依然有税としていました。

勧告内容が十分反映されていないEUの履行内容に、日本は懸念を表明、その後の動向を注視していました。

(2) FPDの関税撤廃へ

日本はEUに対して強く働きかけを継続し、2012年10月、ついにEUはWTOパネル判断に従って関税率表を改正する方針を表明しました。そして2013年9月のEU閣僚理事会でFDPの関税を無税化する改正規則が採択され、提訴から5年越しで関税措置の是正が実現しました(③)。

3. 今後の課題

本件に関し、日本の産業界は、EUに年間約17億円の関税を過剰徴収されてきました(経産省ニュースリリースより)が、この度関税措置が是正されたことで、IT関連製品の輸出が拡大していくことが期待できます(【表】に記載した「複合機」については、2012年2月に無税化が実現され、年間約140億円の関税過剰徴収が是正されています)。

こうした明るい側面がある反面、ITAは悩ましい課題を抱えています。

ITAにおいてIT製品の関税を撤廃すると、WTOの最恵国待遇原則によりITAを締結していないWTO加盟国もその恩恵を受けることができます。すなわち、WTO加盟国であれば、対象のIT製品をITA締結国へは関税0%で輸出することができ、かつ輸入する際は外国製品に対して関税を賦課することができることを意味します。ITA発効当初よりも、IT製品の貿易において新興国(かつITA非締結国)がシェアを高めている現在、こうしたアンバランスが大きくなれば、ITA本来の目的を達成できなくなる可能性があり、そうした状況をどのように打開していくか、今後の動向が注目されます。

<参考文献>

- ・ 経済産業省 HP <http://www.meti.go.jp/press/2013/09/20130927011/20130927011.html>
- ・ JETRO HP <http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/biznews/524a399948828>
- ・ 情報通信ネットワーク産業協会 HP <http://www.ciaj.or.jp/jp/topics/topics2008/2008/05/29/631/>
- ・ 「ジェットロセンサー」 JETRO 2013年2月号
- ・ 日本経済新聞 2013年3月23日

以上